

第5回(仮称)自治基本条例検討町民会議 次第

平成25年8月22日(木)

19:00~20:30

三芳町役場庁舎3階301会議室

- 1 開会
- 2 ルールの再確認 . . . 資料1
- 3 分科会に向けて . . . 資料2・3
- 4 分科会 . . . 資料4~6
 - ・分科会についての説明
 - ・グループ分け
 - ・リーダー選出
- 5 閉会

参考資料

- ・平成23年度未来創造みよし塾報告書「自治基本条例」資料編
- ・自治基本条例についてのアンケート調査報告書

(仮称) 自治基本条例検討町民会議について

目的

- ・自治基本条例についての学習を行いながら、意見交換会、ワークショップなどを実施し、理解を深める。
- ・三芳町における自治基本条例に盛り込む内容を洗い出し、条例の骨子案を作成する。
- ・自治基本条例についての周知活動を行う。

運営のルール

- ・会議録を作成し、公開する。
- ・毎回会議へ参加しなくても可とする。
- ・様々なツールで幅広く意見を募集する。
- ・途中から参加する人にも窓口を広げておく。

会議のルール

- ・ 発言する時には名前を言う。
- ・ 発言内容は簡潔を心がける。
- ・ 他人の意見は必ず聞く。
- ・ 他人の意見を否定しない。
- ・ 常に前向きに参加し、積極的に発言する。
- ・ 町への陳情の場ではない。
(町職員は町を代表して参加しているのではない。)
- ・ 応募すれば会議に参加できる。(当日でも可)
- ・ いつでも応募できるので、傍聴を認めない。

分科会に向けて

これまでのワークショップで、町の将来像を実現するために、いろいろな制度・仕組み・アイデアが出てきました。それらを策定・実現するときには、どのようなことが考えられるでしょうか。下のキーワードもとに議論してみましょう。

キーワード

まちづくりは・・・

- ・ 誰が？
- ・ どうやって？
- ・ 役割分担や責任は？
- ・ お金は？
- ・ ルールは？
- ・ 誰が恩恵をうけるのか？

福祉

すべての世代が笑顔でいられる町

- ・人のつながりが必要
- ・バランスのとれた仕組み
- ・安心して暮らせる整備が必要
- ・情報発信方法の見直し
- ・ソフト面を充実させる
- ・行政が住民の中に入り込んでいくべき

みどり

自然と共生する町

- ・親子で参加出来る農業体験等のイベント
- ・自然マップの作成
- ・花いっぱい運動・休耕地を利用した景観づくり
- ・地区ごとにボランティアの育成
- ・みよし野菜の PR
- ・都心に最も近い自然が豊かな町という意識づけ(協議会の設置)

インフラ

町のランドデザインの制定

- ①産業の将来
 - ②交通網の整備
 - ③安心・安全のまちづくり
 - ④町の拠点づくり
(しくみ)
- ・町からの情報提供をもとに考える意識の向上
 - ・問題としてとらえる習慣

コミュニティ

若い人が住みたい町づくりをする!!

- ・若い人たちのために、高齢者や女性のパワーを活かす施策
- ・町と住民の双方向の意見交換⇒町づくりのビジョン
- ・住民参加の輪を広げる
- ・基盤作りを行い、高齢者対策と雇用促進を図る。就業者が町に住んでみたくなるような施策を行う。

各分科会の主な検討項目

検討項目	振り分け		
	住民	議会・行政	住民参加
前文	共通		
将来像・方向性	共通		
名称	共通		
用語の定義	共通		
条例の目的	共通		
基本理念・原則・まちづくりの主体	共通		
条例の位置づけ (他条例との関係・条例改正)	共通		
住民の権利・責務	◎	○	○
議会の役割・責務	○	◎	○
行政の役割・責務	○	◎	○
参加・協働	○	○	◎
住民投票	◎	○	◎
情報共有・個人情報保護	◎	◎	○
コミュニティ	○	○	◎
NPO 等住民活動団体	○	○	◎
審議会等	○	◎	◎
行財政運営 (総合計画、行政改革、財政計画、コンプライアンス、公益通報、パブコメ、行政手続、行政評価)	○	◎	○
危機管理・安全安心	○	◎	◎

分科会名簿

住 民	

議会・行政	

住民参加	

(仮称)自治基本条例検討プロジェクトチーム

所 属	氏 名
政策推進室	政策推進係長（高橋 成夫）
	南雲 玲
総務課	副課長兼文書庶務係長（小沼 保夫）
	平野 健太郎
財務課	田中 秀樹
議会事務局	議事調査係長（小林 忠之）
自治安心課	自治協働係長（前田 早苗）
教育総務課	施設庶務係長（古山 智志）
都市計画課	都市計画係長（原田 晃二）
福祉課	福祉係長（長谷川 雅俊）

プロジェクトチーム庶務担当

自治安心課	柴田 紘佑
	小林 広和